政　令

出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十一年三月十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三十八号

出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律（平成三十年法律第百二号）の施行に伴い、並びに出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の二十三第三項、第十九条の二十六第一項第二号、第六十七条の二、第六十九条、第六十九条の二第一項及び第六十九条の三並びに関係法律の規定に基づき、並びに出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）を実施するため、この政令を制定する。

（出入国管理及び難民認定法施行令の一部改正）

第一条　出入国管理及び難民認定法施行令（平成十年政令第百七十八号）の一部を次のように改正する。

第二条中「法務大臣」を「出入国在留管理庁長官」に改める。

第八条を第十一条とする。

第七条の見出しを「（在留資格の変更の許可等に係る手数料の額）」に改め、同条第八号中「九百円」を「千二百円」に改め、同条第九号中「千三百円」を「千六百円」に改め、同条を第九条とし、同条の次に次の一条を加える。

（権限の委任）

第十条　次に掲げる法務大臣の権限は、出入国在留管理庁長官に委任する。ただし、法務大臣が自ら行うことを妨げない。

一　法第五条第二項に規定する権限

二　法第五条の二に規定する権限

三　法第七条の二第一項に規定する権限

四　法第十一条第一項から第三項までに規定する権限

五　法第十二条第一項に規定する権限

六　法第二十条第二項から第四項までに規定する権限

七　法第二十一条第二項及び第三項並びに同条第四項において準用する法第二十条第四項に規定する権限

八　法第二十二条第一項から第三項までに規定する権限

九　法第二十二条の二第二項、同条第三項において準用する法第二十条第三項本文及び第四項並びに法第二十二条の二第四項において準用する法第二十二条第一項から第三項までに規定する権限

十　法第二十二条の三において準用する次に掲げる規定に規定する権限

イ　法第二十二条の二第二項

ロ　法第二十二条の二第三項において準用する法第二十条第三項本文及び第四項

ハ　法第二十二条の二第四項において準用する法第二十二条第一項から第三項まで及び第五項から第九項までに規定する権限

十一　法第二十二条の四第一項から第三項までに規定する権限

十二　法第四十九条第一項から第三項までに規定する権限

十三　法第五十条第一項及び第二項に規定する権限

十四　法第六十一条の二に規定する権限

十五　法第六十一条の二の二第一項から第三項まで及び第五項に規定する権限

十六　法第六十一条の二の三に規定する権限

十七　法第六十一条の二の四第一項から第三項まで及び第四項前段並びに同項後段において準用する同条第二項に規定する権限

十八　法第六十一条の二の五に規定する権限

十九　法第六十一条の二の七第一項及び第二項に規定する権限

二十　法第六十一条の二の八第一項並びに同条第二項において準用する法第二十二条の四第二項、第三項及び第五項から第九項まで（第七項ただし書を除く。）に規定する権限

二十一　法第六十一条の二の十一に規定する権限

二十二　法第六十一条の二の十四第一項及び第三項に規定する権限

第六条第一項中「第十一条」を「第十一条並びに」に改め、「並びに」の下に「同令」を加え、同条第二項中「法務大臣」を「出入国在留管理庁長官」に改め、同項第八号中「第三項又は」の下に「同令」を加え、同条第三項中「法務大臣」を「出入国在留管理庁長官」に改め、同条を第八条とする。

第五条を削る。

第四条を第七条とし、第三条の二を第六条とし、第三条の次に次の二条を加える。

（登録支援機関の登録の申請に係る手数料の額）

第四条　法第十九条の二十三第三項の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一　法第十九条の二十三第一項の登録を受けようとする者　二万八千四百円

二　法第十九条の二十三第一項の登録の更新を受けようとする者　一万千百円

（法第十九条の二十六第一項第二号の出入国又は労働に関する法律の規定であって政令で定めるもの）

第五条　法第十九条の二十六第一項第二号の出入国又は労働に関する法律の規定であって政令で定めるものは、次のとおりとする。

一　労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第百十七条（船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第八十九条第一項又は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号。以下「労働者派遣法」という。）第四十四条第一項の規定により適用される場合を含む。）、第百十八条第一項（労働基準法第六条及び第五十六条の規定に係る部分に限る。）、第百十九条（第一号（同法第十六条、第十七条、第十八条第一項及び第三十七条の規定に係る部分に限る。）及び第百二十条（第一号（同法第十八条第七項及び第二十三条から第二十七条までの規定に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第百二十一条の規定

二　船員法（昭和二十二年法律第百号）第百二十九条（同法第八十五条第一項の規定に係る部分に限る。）、第百三十条（同法第三十三条、第三十四条第一項、第三十五条、第四十五条及び第六十六条（同法第八十八条の二の二第四項及び第五項並びに第八十八条の三第四項において準用する場合を含む。）の規定に係る部分に限る。）及び第百三十一条（第一号（同法第五十三条第一項及び第二項、第五十四条、第五十六条並びに第五十八条第一項の規定に係る部分に限る。）及び第三号に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第百三十五条第一項の規定（これらの規定が船員職業安定法第九十二条第一項の規定により適用される場合を含む。）

三　職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第六十三条、第六十四条、第六十五条（第一号を除く。）及び第六十六条の規定並びにこれらの規定に係る同法第六十七条の規定

四　船員職業安定法第百十一条から第百十五条までの規定

五　最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）第四十条の規定及び同条の規定に係る同法第四十二条の規定

六　労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）第四十条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定及び当該規定に係る同条第二項の規定

七　建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第四十九条、第五十条及び第五十一条（第二号及び第三号を除く。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第五十二条の規定

八　賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第三十四号）第十八条の規定及び同条の規定に係る同法第二十条の規定

九　労働者派遣法第五十八条から第六十二条までの規定

十　港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）第四十八条、第四十九条（第一号を除く。）及び第五十一条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第五十二条の規定